

京都市交通局企業職員旅費支給細則の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月30日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第30号

京都市交通局企業職員旅費支給細則の一部を改正する規程

京都市交通局企業職員旅費支給細則の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「次の」の右に「各号の」を、同項第3号中「陸路」の右に「及び航空路」を加え、「日本郵政公社の調べに係る郵便線路図に掲げる」を「別に定める」に改め、同条第2項中「前項」の右に「第1号又は第2号」を加え、「を計算しがたい」を「の計算をすることができない」に、「同項」を「当該各号」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「航路」を「航空路」に改め、「、前項の規定にかかわらず」を削り、「も基点」を「起点」に改め、同項を第3項とする。

第8条の次に次の1条を加える。

(滞在地から直接旅行する場合)

第8条の2 勤務地又は出張地以外の地に滞在する職員が、その滞在地から直ちに旅行する場合には、滞在地から目的地に至る旅費額が、勤務地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、勤務地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)